

府 番 第 7 7 号
総 官 企 第 2 2 7 号
平成 2 9 年 4 月 2 1 日

各都道府県番号制度主管部局長 殿

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官
(公印省略)
総務省大臣官房参事官
(総務省大臣官房企画課個人番号企画室長)
(公印省略)

情報提供ネットワークシステムの運用開始について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号利用法」という。）に規定する情報提供ネットワークシステムについて、下記の要領で運用開始することを予定していますので、事務処理に当たって留意していただくようお願いします。

また、本通知の内容は、関係制度所管府省も承知している内容であり、各地方公共団体の個人番号利用事務の所管課においても適切に対応されるよう、貴都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（市区町村教育委員会、関係する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に対しまして、この旨周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 情報提供ネットワークシステムの運用開始期日
情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供 NWS」という。）の運用開始期日については、現時点で平成 2 9 年 7 月 1 8 日を想定していますが、最終的な決定期日については、別途通知します。
- 2 情報提供 NWS による情報連携の対象事務
1 の決定期日より情報提供 NWS を使用して番号利用法第 1 9 条第 7 号に

基づく情報照会及び同法第22条に基づく特定個人情報の提供（以下「情報連携」という。）を行う事務は、同法別表第2で定めるもののうち、別添資料の分類①及び②と示したものとなります。

その際、②のうち情報連携に必要な一部のデータ項目がデータ標準レイアウトによって提供される項目となっていない事務の取り扱いについては、制度所管府省からの連絡に十分留意して下さい。

なお、各地方公共団体において条例に基づき独自に行う情報連携^(注)についても、本通知に準じた対応をお願いします。

(注) 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）第6条による改正（平成29年5月30日施行）後の番号利用法第19条第8号の規定による特定個人情報の提供

3 情報連携の開始手順

情報連携については、以下の手順で開始するようお願いします。

- (1) 1の決定期日以降、3か月間程度は「試行運用期間」とし、この期間においては、申請者等から従来どおり添付書類の提出を受けた上で、情報提供 NWS を使用した情報連携による事務処理を行うことで業務の習熟を図るとともに、当該事務処理の結果と従来の添付書類を用いた事務処理の結果との間で齟齬がないか確認・検証する。
- (2) (1)の試行運用期間終了後、情報提供 NWS を使用した情報連携の「本格運用」を開始し、申請者等からの添付書類の提出を省略して、情報連携対象事務を処理する。

なお、公用請求により他の行政機関から添付書類の提供を受ける場合についても、上記に準じた対応をお願いします。

また、上記開始手順は、あくまで情報提供 NWS を使用した情報連携による事務処理を対象としたものであり、地方公共団体の執行機関内部又は番号利用法第19条第9号^(注)による条例に基づく執行機関間における特定個人情報のやり取り（いわゆる「庁内連携」など）に関して特段の対応を求めるものではありません。

(注) 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）第6条による改正（平成29年5月30日施行）後においては番号利用法第19条第10号

4 試行運用期間における事務処理

- (1) 試行運用期間における情報連携対象事務は、概ね以下のとおり処理することを原則とします。
 - ① 試行運用期間においては、本通知7を参考にして広報対応を行い、情報連携対象事務について従来提出が求められていた住民票の写しや課税証明

書等の添付書類は引き続き提出していただくよう申請者等に求める。

- ② 申請書等を受け付ける窓口（情報照会者）においては、i) マイナンバーカード、又はii) 通知カード及び本人確認書類等により本人確認を行った上で、個人番号が記載された申請書等及び①の添付書類の提出を受け、情報提供 NWS を使用して必要な特定個人情報の提供を受けて当該事務を処理する。
 - ③ ②においては、窓口での対応、情報提供 NWS と接続している端末の操作、提供された特定個人情報を用いた具体的な事務処理、処理結果の管理など、当該事務が本格運用された場合における担当職員の業務フローを実際に確認し、添付書類が省略された後、情報提供 NWS のみで円滑に業務を遂行できるよう必要な準備・訓練を行う。
 - ④ ③に併せて、②の処理結果が、①で申請者等から提出された添付書類によって従来の事務処理をした場合の結果と齟齬が生じないか検証する。
具体的には、当該地方公共団体における事務処理の態様に応じ、以下のいずれかの方法で行う。
 - a. 情報提供 NWS から取得した情報と申請者等から提供を受けた添付書類による情報とを目視確認する。
 - b. 情報提供 NWS から取得した情報を基に事務処理した結果と、当該提供を受けた添付書類によって事務処理した結果が同一となるか、帳票等で確認する。
 - ⑤ ④で問題なければ、当該申請等に係る事務処理を完了する。仮に④で齟齬が生じるなど問題が発生した場合には、本通知5に従って対応する。
- (2) 申請者等から情報連携の対象となっている住民票の写しや課税証明書等の添付書類を提出していただけない場合においては、当該地方公共団体の判断により、以下のいずれかの対応をとっても差支えないものとします。
- A) 今回の試行運用の趣旨を説明した上で、なお情報連携の対象となる添付書類を提出していただけない場合には、情報提供 NWS により提供を受けた特定個人情報で事務を処理し、(1) ④を省略する。
 - B) 直接、情報提供者に連絡し、これらの書類又は情報の提供を求めて(1) ④の対応を行う。
- ただし、B) の場合には、情報提供者から提供を受ける書類等に申請者等の個人番号が記載されることのないようにすること、地方税関係情報を照会する一部の事務について、本人の同意なく直接やり取りすることが認められないものについては、本人の同意を要することに十分御注意ください。
- (3) 試行運用期間においては、各地方公共団体は番号利用法に基づき情報提供 NWS を使用した情報連携による事務処理を行う必要があるものです。

したがって、本通知4(1)④の検証の結果、齟齬が生じるなど問題が発生した場合を除き、従来の添付書類によることのみによる事務処理を行わないようお願いします。

- (4) 試行運用も番号利用法に基づく情報連携であることに変わりなく、その情報提供等の記録は、マイナポータルによる情報提供等記録の表示又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)等の開示請求の対象となりますので御留意ください。

5 問題発生時の対応及び連絡等

試行運用期間において、情報提供 NWS によって提供された特定個人情報と、申請者等によって提出された添付書類における対応情報に齟齬がある場合など、当該事務処理に疑義がある場合には、基本的に以下の対応を想定しています。

なお、即時の事務処理が求められる場合の対応なども含めた詳細や総務省への報告に係る詳細については、総務省大臣官房企画課個人番号企画室より別途通知します。

- (1) 情報照会者は、窓口で受け付けた申請者等の個人番号の記載誤りや、職員による端末の操作誤り、情報照会者側のシステム上のトラブルがないか等を点検する。
- (2) (1) の点検結果によっても疑義が解決しない場合、情報照会者は当該特定個人情報を提供した情報提供者に連絡し、当該疑義の内容を伝え、情報提供者側での確認を要請する。その際、当該特定個人情報の提供を受けた際の電文の処理通番等を用いるようにするなど、個人番号を利用することのないよう留意する。
- (3) (2) の連絡を受けた情報提供者は、情報に齟齬が生じた原因を速やかに究明する。

- ① 原因究明の結果、情報連携により提供された情報が誤っていた場合には、正しい情報を確認した上で副本データを修正し、情報照会者に対してその旨連絡するとともに、当該情報照会者は、再度情報提供 NWS を使用して情報照会を行った上で提供された正しい情報を用いて事務処理を行う。

また、当該情報提供者は、他の情報照会者に対しても同様に誤った情報を提供していないか確認し、該当する場合には、速やかに当該他の情報照会者に対してその旨を伝達する。

- ② 原因究明による正しい情報の確認を速やかに行うことができない場合には、情報提供者から情報照会者に直ちにその旨を連絡する。

当該連絡を受けた情報照会者は、円滑な事務処理を確保するために必要な場合には、申請者等によって提出された添付書類に基づいて事務処理を行って差し支えないものとする。

なお、この場合においても、情報提供者は、情報に齟齬が生じた原因究明を引き続き行う。

- (4) (1) の点検を行おうとする情報照会者又は(3)の原因究明を行おうとする情報提供者は、システム面又は事務処理面での確認が必要な場合等には、情報提供ネットワークシステム運営主体（総務省大臣官房企画課個人番号企画室）若しくは集約機関（地方公共団体情報システム機構）又は所管府省に（市区町村の場合は各都道府県を通じて所管府省に。以下この項において同じ。）必要に応じて照会を行う。

また、点検又は原因究明により、事務処理上の支障が他の地方公共団体にも生じることが見込まれる場合等には、情報照会者においては当該事務手続の所管府省へ、情報提供者においては当該提供される特定個人情報の所管府省へ連絡する。

- (5) 情報に齟齬が生じた原因となった情報提供者又は情報照会者は、以上の顛末について情報提供ネットワークシステム運営主体あてに、情報共有サイトを用いて報告する。
- (6) 上記のほか、障害発生時の影響調査依頼やセキュリティ事故等の報告等、情報提供ネットワークシステム運営主体に緊急に問合せを行う必要がある場合には、本格運用の場合と同様に電話で情報提供ネットワークシステム運営主体に一報の上、情報共有サイトに「事象発生報告書兼完了報告書」を掲載して連絡するものとする。

6 試行運用の終了及び本格運用の開始

試行運用の終了時期（本格運用の開始時期）については、別途通知します。本格運用では、情報提供 NWS を使用して特定個人情報の提供を受けることにより申請者等による添付書類の提出を省略することとなります。

各地方公共団体は、行政運営の効率化・手続の簡素化による負担軽減等を目的とした番号利用法本来の運用として、その趣旨に則った対応を行っていただくようお願いいたします。

7 広報対応

今回の情報連携の開始手順の趣旨は、申請者等及び地方公共団体の双方の視点から、従来の事務処理手続から、情報提供 NWS を使用して添付書類の一部を不要とする新たな事務処理手続への移行を円滑に行うためのものです。

国においては、この旨、ホームページ等での公表やコールセンターにおける対応などで、必要な広報対応を行う予定です。

これを踏まえ、各地方公共団体における広報は以下の点に御留意願います。

- ア. 地方公共団体においては、従来からパンフレットやホームページ等において各種事務手続に必要な添付書類を示されているのが通例と思われませんが、試行運用期間中においては基本的には当該提出書類に関する記載を変更する必要はないと思われます。
- イ. ただし、必要に応じて、以下のような注釈や説明等を掲載することは可能です。
- ・ 「マイナンバー制度による情報連携が本格運用されるまでは添付書類の提出をお願いします。」
 - ・ 「マイナンバー制度による情報連携の試行運用中ですが、本年秋頃を予定している本格運用の開始までは添付書類の提出をお願いします。」
 - ・ 「マイナンバー制度による情報連携の試行運用中ですので、引き続き従来と同様の添付書類の提出につき、御協力をお願いします。なお、本年秋頃には本格運用が開始され、一部の添付書類が不要になる予定です。」
- ウ. 本通知6による情報連携の本格運用の開始後は、情報提供NWSによる省略可能な書類については、パンフレットやホームページ等における当該事務手続のために申請者等が提出すべき書類の記載から削除したり、広報紙等で別途案内したりするなど、所要の変更や対応をお願いします。
- エ. 貴団体において実際に申請者等に対応する窓口職員に対しても、今回の情報連携の開始手順等の趣旨等につき、周知をお願いします。

なお、情報連携の本格運用の開始以降、情報連携による行政手続の簡素化による国民負担の軽減等について国としても適宜広報を展開する予定であり、具体的な広報素材等について改めて通知する予定であるので、各地方公共団体においても活用をお願いします。

8 その他

- (1) 本通知1で示された情報連携開始期日以降に情報連携を開始する事務については、その開始手順等について本通知に準じた対応を行うことを想定していますが、詳しくは別途連絡します。
- (2) 本通知に定めるもののほか、個別の制度に関して特に必要な事項は、制度所管府省の発出する通知等に御留意頂くようお願いします。

(以上)